

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

| | | |
|------|--------------------|--------------------|
| 所属名 | 胎内市 福祉介護課 | 胎内市 福祉介護課 |
| 担当者名 | 近 雅幸 | 河内桂子 |
| 担当電話 | 0254-43-6111(1154) | 0254-43-6111(1131) |

| 保険者名 | ①計画に記載した取組と目標の内容 | ②目標を設定するに至った現状と課題 | ③数値目標 (数値を設定していない場合は評価する基準) | ④令和5年度に実施した具体的な取組と数値目標(③)の実績 | ⑤左記(③と④)を評価する手法 | ⑥評価結果 (⑤による評価。選択基準は記載例参照) | ⑦評価結果を受けた課題と対応策 |
|------|---|---|--|---|--|------------------------------|--|
| 胎内市 | ○健康で、生きがいを持ち、できるだけ自立した生活が維持できるようにする。 「通いの場」の立ち上げ支援と継続支援 | ○高齢化の伸展（令和3年度末高齢化率36.4%。高齢者人口は、今後ゆるやかに減少するが高齢化率は令和22年度まで増加が続くと推計） ○要支援1・2認定者の介護保険認定申請の原因疾患が骨関節疾患と転倒骨折によるもので約4割を占める。 ○高齢者が歩いて通える身近な地域で、介護予防に資する取組を広く実施していく必要がある。 | ○住民主体の介護予防に資する「通いの場」立ち上げ支援 R2 R3 R4 R5 箇所 5 2 3 3 ○住民主体の介護予防に資する「通いの場」継続実施 R2 R3 R4 R5 箇所 32 12 13 14 ※R2年度は実績値、R3年度以降は目標値 | ○住民主体の介護予防に資する「通いの場」立ち上げ支援 R5年度実績値：2か所 地域からの要請を受けて集会場等へ赴き、介護予防の重要性や通いの場立ち上げ支援について説明。 ○住民主体の介護予防に資する「通いの場」継続実施 R5年度実績値：36か所 立ち上げ支援終了後の地域へ赴き、実施内容の確認やコロナ禍での実施方法について助言等を行った。 | 年間の新規立ち上げ支援箇所と継続実施活動箇所を集計し、評価する。 | ◎ | 基本的な感染症対策を周知しながら、地域において、高齢者の生活機能向上と地域社会参加活動への参加を図っている。 また、36か所で介護予防に資する「通いの場」が継続されいることについては、住民に介護予防の必要性が浸透してきており、住民自身が介護予防の効果を実感していることが大きいと思われる。 継続的な支援と、効果的な介護予防について助言を行っていく。 |
| 胎内市 | ○健康で、生きがいを持ち、できるだけ自立した生活が維持できるようにする。 「通所型短期集中予防サービス」「訪問型短期集中予防サービス」の実施 | ○高齢化の伸展（令和3年度末高齢化率36.4%。高齢者人口は、今後ゆるやかに減少するが高齢化率は令和22年度まで増加が続くと推計） ○要支援1・2認定者の介護保険認定申請の原因疾患が骨関節疾患と転倒骨折によるもので約4割を占める。 ○転倒骨折のハイリスク者あるいは疾患により機能低下を来たした高齢者に対して、軽度のうちに集中的に観り、早期に回復を図ることで、重症化防止・自立支援を目指す必要がある。 | ○通所型短期集中予防サービス 令和5年度実施回数：8コース・96回 (強化型再掲：2コース・24回) 実施回数 8 8 8 8 (コース) ○訪問型短期集中予防サービス 令和5年度実施回数：8人(89回) アセスメントに基づき担当する専門職を選定し、より個別性の高い指導・助言を実施。 ・維持率 100.0 % 実人数 11 6 6 6 (人) ※R2年度は実績値、R3年度以降は目標値 | ○通所型短期集中予防サービス 参加者実76（強化型13）人に対して、運動・栄養・口腔に関する専門職が介護予防の取組について指導・助言。 ・8コース全体：改善率 53.6% 強化型：改善率 69.2% ○訪問型短期集中予防サービス アセスメントに基づき担当する専門職を選定し、より個別性の高い指導・助言を実施。 ・維持率 100.0 % ※「維持・改善率」は、基本チェックリストによる判定。 ※通所・訪問いずれもサービス終了後に通いの場等への参加を促した。 | ○通所型短期集中予防サービス：年間実施回数及び前年度との改善率の比較（前年度改善率54.0%） ○訪問型短期集中予防サービス：年間実施回数及び前年度との改善率の比較（前年度改善率20.0%） | ◎ | 令和5年度は、令和4年度に実施した「新潟県介護予防・生活支援サービス強化支援事業」で学んだことを活かし、強化型の短期集中サービスを実施した。 通所型短期集中予防サービスの質向上とサービス内容の充実を図ったことにより、参加者の身体機能向上、生活機能改善が図られた。当該事業終了後の生活の在り方について、本人と支援者が共有し、高齢者が自主的に介護予防に取り組める支援している。 目標設定についても、単に身体機能の改善を目指すものではなく、社会参加や役割の獲得等、高齢者が自立した生活を継続できるよう支援していく必要がある。 令和5年度新潟県地域ケアマネジメント力強化支援事業に参加した。短期集中サービスを軸にし、地域支援事業を連動させ、高齢者の介護予防・自立支援の取組強化を行っていく。 |

| 保険者名 | ①計画に記載した取組と目標の内容 | ②目標を設定するに至った現状と課題 | ③数値目標 (数値を設定していない場合は評価する基準) | ④令和5年度に実施した具体的な取組と数値目標(③)の実績 | ⑤左記③と④を評価する手法 | ⑥評価結果 (⑤による評価。選択基準は記載例参照) | ⑦評価結果を受けた課題と対応策 |
|------|--|--|--|---|-------------------------|------------------------------|--|
| 胎内市 | ○支援や介護が必要となったときには、予防や重症化防止を重視した医療・介護・福祉サービスを適切に受けることができるようとする。 「要介護認定の適正化」の実施 | 認定調査員により、調査票にばらつきがあるため、調査員の技術の向上及び調査内容の平準化を図る必要がある。 | 研修会 R2 R3 R4 R5 実施回数 2 2 2 2 ※R2年度は実績値、R3年度以降は目標値 | ○認定調査員研修会 令和5年度実施回数：2回 e-ラーニングシステムによるテスト実施 認定調査票について、市職員が調査項目の選択と特記事項の整合性を全件確認した。また、各調査員の判断基準の統一と理解を深めることを目的に研修会とテストを実施し、テスト結果は各調査員へフィードバックした。 | 研修会の実施回数により評価する。 | ◎ | 認定調査員への研修が、要介護（要支援）認定において公平かつ公正な判断を下すための、継続的な学習と知識の更新につながっており評価できる。 引き続き、正確な認定により、利用者に適切なサービスとなるよう努めたい。 |
| 胎内市 | ○支援や介護が必要となったときには、予防や重症化防止を重視した医療・介護・福祉サービスを適切に受けることができるようとする。 「ケアプラン点検」の実施 | 点検するプランの中には、現状から課題が導き出せていらないものやサービス提供を優先しているものも見受けられるため、自立支援に資する適切なケアプランとなっているかを確認する必要がある。 | R2 R3 R4 R5 点検数 240 200 200 200 ※R2年度は実績値、R3年度以降は目標値 | ○ケアプラン点検数 令和5年度点検数：181件 内訳 ・介護予防ケアマネジメント（総合事業分）：124件 ・居宅介護支援事業所等：57件 書面や訪問点検により自立支援に基づいたプランであるか、利用者にとって適切なサービスであるか等の確認を行つた。 | ケアプラン点検数を集計し、実施状況を評価する。 | ◎ | ケアプラン点検が、自立支援の促進や、介護支援専門員と事業者との連携を強化に繋がっており、評価できる。 引き続き、利用者に適切なサービスを提供できるように努めたい。 |